

「木造建築物の防・耐火設計マニュアル 一大規模木造を中心として」

正誤表 (第1版 1刷・2刷・3刷共通)

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正し、お詫び申し上げます。

最新の正誤表については、(一財)日本建築センターホームページ (<https://www.bcj.or.jp/>) でご確認ください。

R2/11/27

頁	行	誤	正
63	表1.6-5	「(パターン1)」の「設置基準」の「3m以上の矢印の位置」を訂正。	別紙参照
98	上から 7行目 から 9行目	するためのもので、 <u>壁・床が1時間の準耐火構造で、開口部を設ける場合は1時間の特定防火設備が、壁・床が45分間の準耐火構造で、開口部を設ける場合は20分間の遮炎性を有する防火設備とする。</u>	するためのもので、 <u>第1項から第4項に示す面積区画と第5項に示す高層区画を構成する壁・床・特定防火設備・防火設備に接する外壁は、これらに接する幅90cm以上の部分を準耐火構造とする。この部分に開口部がある場合は防火設備を設ける。</u>

表 1.6-5 木3 共に関する避難上有効なバルコニーの設置・建築物周囲の通路の確保等

	(パターン1)	(パターン2)	(パターン3)
避難上有効なバルコニーの設置等	避難上有効なバルコニーの設置	廊下等の開放性の確保廊下等に面する開口部の措置	
建築物周囲の通路の確保	3mのセットバック	3mのセットバック	避難上有効なバルコニーの設置 廊下等の開放性の確保 廊下等に面する開口部の措置 上階延焼防止のための措置
設置基準			

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正し、お詫び申し上げます。

最新の正誤表については、(一財)日本建築センターホームページ (<https://www.bcj.or.jp/>) でご確認下さい。

H31/2/14

頁	行	誤	正												
122	図 3.2-9														
122	図 3.2-10														
133	表 3.2-5	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築物の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)</td> <td style="width: 50%;">屋根側又は直下の天井及び軒裏</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木材厚板</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の部分		屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)	屋根側又は直下の天井及び軒裏		木材厚板	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築物の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)</td> <td style="width: 50%;">屋根側又は直下の天井</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木材厚板</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の部分		屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)	屋根側又は直下の天井		木材厚板
建築物の部分															
屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)	屋根側又は直下の天井及び軒裏														
	木材厚板														
建築物の部分															
屋根で不燃材料でふく(軒裏を除く)	屋根側又は直下の天井														
	木材厚板														